

# 簡易水道等施設整備費の見直し

## 1. 目的

経営基盤が脆弱な簡易水道に対する支援制度を維持しつつ簡易水道の統合を促進するため、財務省予算執行調査の結果を踏まえつつ、簡易水道事業の統合の推進及び高料金対策への重点化等に資するよう補助制度の見直しを行う。

(予算執行調査結果の概要)

### 【見直しの方向】

- ・簡易水道事業の統合の推進
- ・料金設定の適正化
- ・簡易水道事業の国庫補助の限定

## 2. 制度の見直しについて

### 【制度見直しの柱】

- ・簡易水道事業の統合の推進
- ・補助対象とする事業の適正化
- ・経過措置の実施

### 【事業毎の見直し案】

#### (1) 水道未普及地域解消事業

##### ア 新設

新規に簡易水道事業を開始するための簡易水道施設を新設する事業及び飲料水供給施設を新設する事業については、同一市町村内の既存水道事業と施設を接続せず、かつ、橋で連絡されていない島に設置する場合または既存の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km以上離れた地域に設置する場合であって、既存の水道事業とは経理又は管理を分離することとしている等により経営実態が異なる事業となることが明確である場合に限定する。

##### イ 広域簡易水道

同一市町村内に既存の水道事業が存在する場合は、当該水道事業が経営するものに限定する。

##### ウ 無水源

「無水源」を「飛地域」に改め、既存の水道事業が経営する、当該水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に水源を有する簡易水道施設及び飲料水供給施設を整備する事業を対象に加える。

#### (2) 簡易水道再編推進事業

##### ア 統合簡易水道、簡易水道統合整備事業

事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な（施設を接続している、または、橋で連絡されていない島及び既存の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km以上離れた地域にない）既存の水道事業が存在する簡易水道施設または飲料水供給施設に関する事業は補助の対象としない。

ただし、平成 28 年度までは、平成 21 年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合、以下の施設について簡易水道再編推進事業の対象と認める。

- (ア) 統合後の水道事業が上水道事業となる場合を含め、統合前に簡易水道施設または飲料水供給施設であった施設
- (イ) 統合とあわせて未普及地域に新設する施設

「統合簡易水道」のうち他の水道施設との連絡管を整備する事業に限り、平成 29 年度以降は、上水道事業において、統合前に簡易水道施設であった施設であって、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、当該施設の水源が枯渇しており、当該上水道事業の資本単価が平均以上であり、かつ、当該事業に係る施設整備費用を当該施設の有収水量で除して得た水 1<sup>m</sup>3 当たりの費用の額が同様な事業の平均を超える事業は、補助対象と認める。

### (3) 生活基盤近代化事業

#### ア 増補改良、基幹改良、水量拡張

事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な（施設を接続している、または、橋で連絡されていない島及び既存の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として 10km 以上離れた地域にない）既存の水道事業が存在する簡易水道施設または飲料水供給施設に関する事業は補助の対象としない。

ただし、平成 28 年度までは、平成 21 年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合は、統合後の水道事業が上水道事業となる場合を含め、統合前に簡易水道施設または飲料水供給施設であった施設は補助対象と認める。

平成 29 年度以降は、上水道事業において、統合前に簡易水道施設であった施設であって、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、本項目に係る改良等を行う事業を実施しようとする場合に、当該上水道事業の資本単価が平均以上であり、かつ、当該事業に係る施設整備費用を当該施設の有収水量で除して得た水 1<sup>m</sup>3 当たりの費用の額が同様な事業の平均を超える事業は、補助対象と認める。

「増補改良」（水量を増加するものに限る）、「基幹改良」（石綿セメント管の更新を除く）及び「水量拡張」について、存続する簡易水道事業で、給水原価が簡易水道事業全体の平均の半分未満である簡易水道事業の施設は補助対象としない。また、給水原価が簡易水道事業全体の平均の半分以上である簡易水道事業であっても、供給単価が簡易水道事業全体の平均の半分未満または供給単価が給水原価の 120%を超える簡易水道事業の施設は補助対象としない。

クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物対策のため、一般的なる過施設より安価に整備することができる「紫外線処理施設の整備。」を加える。

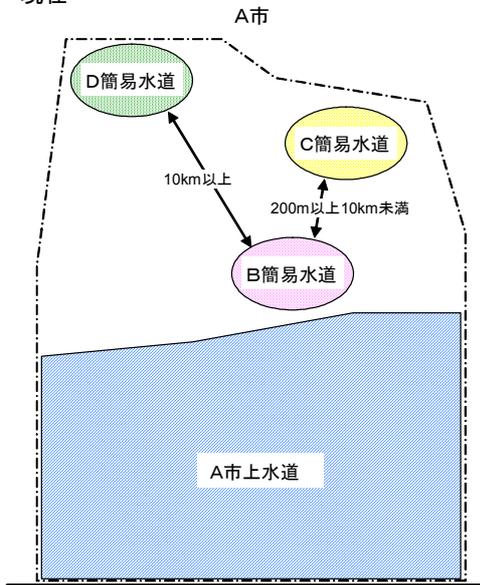
### 3. 補助率

1 / 4 ~ 4 / 10（財政力指数等によって補助率を定める）

# 簡易水道に対する国庫補助制度の見直し

## 補助対象の見直し(再編推進、生活基盤近代化)

現在



H19以降

